

美唄市商店街賑わいづくり補助金

(商店街環境整備補助金)

この補助金は、商店街に人を呼び込め、賑わいを創出するイベント開催や利便性向上、景観改善などの事業に要する経費に対し経費の一部を補助するものです。

【補助率】 1/2 【限度額】 50万円

募集期間

令和2年 4月 1日(水) から
令和2年12月25日(金) まで随時募集中
※予算がなくなり次第終了する可能性があります。



補助の内容

商店街等の賑わいづくり等のための事業に要する経費に対し補助するもの。

<例>

<イベント開催>

商店街での
イベント開催

商店街スタン
プラリー

<利便性向上>

無料 Wi-Fi
の整備

買い物バス
の運行

<景観改善>

統一看板

外壁・シャッ
ターの塗装

提出書類

- ①補助申請書
- ②商店街賑わいづくり
補助金事業計画書
- ③経費内訳書
- ④団体名簿

<お問い合わせ先>

〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1-1

美唄市経済部経済観光課商工労働係(中小企業支援担当)

【TEL】0126-63-0111(直通)

【E-mail】shokou@city.bibai.lg.jp

美唄市商店街賑わいづくり補助金 募集概要

■補助金交付対象者

美唄商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合
又は5店舗以上で構成する任意団体

■事業計画の審査基準

1. 事業の実現性・継続性・創造性がみとめられること。
2. 賑わい創出が期待されること。
3. 開催場所が適当であること。
4. 開催期間が適当であること。
5. 安全が配慮されていること。
6. 次の要件をすべて満たしていること。
 - (1) 市税に滞納がないこと。
 - (2) 美唄市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第4号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと。

■対象事業

商店街に人を呼び込むための事業で、以下の区分により実施される事業。

- ・商店街イベント等開催事業
- ・消費者の利便性向上のための事業
- ・景観の改善のための事業

■補助対象経費

○商店街イベント等開催事業

商店街に人を呼び込むためのイベント等開催する経費で以下のもの。

- 1 広告宣伝費
チラシ・ポスター、立て看板、横断幕等の作製、新聞折り込み費用等
- 2 開催費
謝金、会場設営費、会場借上料、使用料、保険料、委託料
- 3 事務費
事務用品等消耗品購入費

○消費者の利便性向上のための事業

買物客の利便性の向上を図るために実施する事業に要する経費で以下のもの。

賃金、会議費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、物品借上費、自動車借上料、修繕・改造費、会場借上費、委託費その他市長が認める経費（なお、食糧費、旅費及びパソコン等の汎用性の高い備品の購入費を除く。）

○景観の改善のための事業

商店街の魅力アップにつながる店舗外観等の改装に要する経費で以下のもの。

消耗品費、物品借上費、修繕・改造費、委託費、備品購入費その他市長が認める経費（なお、食糧費、旅費及びパソコン等の汎用性の高い備品の購入費を除く。）

補助金交付までの流れ

